

紀北カードサービス  
加 盟 店 募 集 要 領

1. 加入申込み

別紙加入申込書に記入の上、紀北町商工会窓口（Tel05974-7-0576）まで申込み下さい。

2. 加入金及び会費

加入金は30,000円、年会費6,000円です。

3. 総会及び運営

総会は年1回（毎年11月）開催し、役員を選任や事業報告並びに収支決算及び事業計画・予算について報告され承認されます。

運営については、役員会において必要事項について検討され運営されます。また、各種委員会により作業分担し効率化を図っております。

4. 役 員

現在の役員構成は会長1名、副会長5名、理事10名、監事2名の計18名の構成です。（任期2年）

5. 事務局

事務局は紀北町商工会内に設置し、事務委託をしております。

6. その他

- （1）運営費以外は全て消費者へ還元することを基本としております。
- （2）「熊野古道カード」の運用については、別紙運用規約をご参照下さい。

## 熊野古道カードの運用規約

### 1. 目的

熊野古道カード（以下カードという）の発行及び取扱い等の運用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 運営

カードの運営及び管理は紀北カードサービスが行い運営上必要と認める事項は理事会で決定する。

### 3. 運用

[ポイントの発行及びカードの取扱い]

- (1) カードのポイントを発行する場合、加盟店の購入ポイントは1ポイント1.5円とし、そのポイントを事務局ホストコンピュータより通信により購入し、お客様に対して100円お買い上げ毎に1ポイントのポイントサービスを行う。
- (2) カードは事務局より無料で支給され、加盟店はお客様のお買い物の際に登録費用100円をいただき配布する。又、カード発行の場合は『熊野古道カード登録用紙』による登録を要する。
- (3) ポイント発行の原則は、店頭現金販売とするが、配達・外商・売掛の場合のポイントサービスは加盟店に一任する。  
また、2倍・3倍・5倍・10倍・20倍セール等も加盟店の自由とする。
- (4) 特価品や特別商品であっても原則はポイントを発行するものとする。  
ただし、やむを得ずポイント発行から除外する場合は、加盟店の責任においてその説明をすると共に、店頭及び商品に表示するものとする。
- (5) ポイントでの買い物でもポイントサービスを行う。
- (6) カード忘れのお客様に対しても原則としてポイントサービスを行う。  
この場合、レシートを利用するなど加盟店に一任する。また、破損の場合は破損したカードと引換にそのポイントを新しいカードに打点後、再発行する。紛失の場合はお客様の責任とし、ポイントの復帰は行わず、新規登録を要する。
- (7) 端末機の操作ミスは訂正できるが、誤って加点了場合は加盟店の負担とする。

- (8) 1枚のカードは約400回の使用に耐えるが使用できなくなった場合は新しいカードを発行する。
- (9) お客様のカードは原則として加盟店で預らないものとする。

#### [ポイントの交換及び取扱い]

- (1) 1ポイントにつき1円の割合で買い物の際、利用できるものとする。
- (2) 1ポイントにつき1円の割合で指定金融機関のお客様口座に預金することができる。ただし加盟店での現金化はできないものとする。
- (3) 招待旅行や各種イベント販促企画へ、ポイント参加できるものとする。ただし、交換ポイントはその都度指定(決定)する。

#### [ポイントの決済]

- (1) 加盟店との決済は事務局において打点ポイント及び受入ポイントの精算をし、原則として月1回ポイントの請求又は還付を行うものとする。

#### [カードの管理及び端末機の保守]

- (1) 加盟店は事務局より支給されたカードを加盟店の責任において保管・管理する。
- (2) 端末機は加盟店の過失により破損・故障させた場合、加盟店の責任において修理する。

#### [負担金]

- (1) 端末機(通信モデムを含む)の負担金は1ヶ月3,000円×48ヶ月とする。(144,000円/49ヶ月分からは免除とする。)退会の場合は残金を一括してお支払いただき、端末機は返却するものとする。
- (2) 熊野古道カード木製看板の負担金は15,000円とする。